管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
050010	山林の土地境界確認方法の簡素化	不動産登記令第3条、第7条	登記の申請をするに当たっては，不動産を識別するために必要な事項，申請人の氏名又は名称，登記の目的その他の登記の申請に必要な事項として制令で定める情報を登記所に提供しなければならず（不動産登記法（平成16年法律第123号）第18条），申請情報については不動産登記令（平成16年制令第379号）第3条において，添付情報については同令第7条において規定されている。	個人が山林の境界確認のため一般登記を行う際に，認証を受けていない地籍調査の一次成果品をもって登記可能とする。	提案内容 大野市内の広大な山林において境界が確定していないことにより，村離れや森林の荒廃が進むとともに、森林の多面的機能の低下で台風等の豪雨により山の土砂崩れや災害が近年多数発生している。 これを受け、市としても順次、市内各地で地籍調査を進めているが、予算の制約、制度の制約、未相続等もあり、なかな境界の確定が進まない状況である。 ついては国土交通省に別途提案中である下記の事項に加え、地籍調査の成果品については、旧市町村ブロックごとに登記することとし、事業完了までの間は一次成果をもって、当事者がこの結果に基づいて表示に関する登記を行うことができる仕組みをつくり、行政資料として直ぐに活用を図る。 【国土交通省に別途提案中の内容】 ・地籍調査の効率化（コスト縮減、時間短縮）を図るため、航空写真（オルソ画像）や地形図、森林基本図等を用いて、立体（三次元）での重ね図や境界確認資料を作成し、これを利用して境界確認を行うことを原則としたい。（なお、現地における境界確認を希望する地権者については、これを妨げるものではない。） ・また、権利者が複数いる場合は，権利者確認に要する時間を短縮化するため、代表者（地権者の代表、地権者以外の現地に精通した者）のみにより境界確認を行うことを可能としたい。なお、代表者ではない者の権利が侵害される恐れがあるが、予防措置として、異議・誤りを申し出る機会を設けて対応することにより、問題は生じないと考える。	E		地籍調査とは，毎筆の土地について，その所有者，地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い，その結果を地図及び簿冊に作成することをいう（国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第5項）。市町村長は，地籍調査を行う場合においては，実施する計画を作成し，都道府県知事に届け出なければならず（同法第6条第1項），市町村長は，都道府県知事に地籍調査の成果である地図及び簿冊について認証を請求することができ（同法第19条第1項），認証した都道府県知事は地籍調査の結果である地図及び簿冊の写しを登記所に送付しなければならず（同法第20条第1項），登記所はその成果に基づき登記をしなければならないとされている（同条第2項）。 このように地籍調査の成果に基づき登記をする場合には，国土調査法に定められた手続によることとされているところ，都道府県知事による認証がされていない地籍調査事業の一次成果をもって国土調査法に定められた手続とは別に，個人が登記の申請をするということは，上記地籍調査の成果に基づく登記の枠組みから外れたものといわざるを得ず，本提案は，そのような地籍調査事業の成果の取扱いが許容されるかどうかの問題である。 したがって，本提案については，不動産登記令（平成16年政令第379号）第3条及び第7条の問題ではないため，要望について回答することができない。			E					E				1001011	大野市	福井県	法務省
050020	職業訓練法人設立の調理師養成施設での外国人留学生受入要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2 別表	本邦の大学，高等専門学校，高等学校（中等教育学校の後期過程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部，専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動を行うものとして本邦への上陸を希望する者には，「留学」の在留資格が許可される。	職業訓練法人設立の調理師養成施設においても，学校法人等で外国人留学生を受入れる場合と同等の要件により在留資格「留学」での外国人留学生受入れを可能とする。	日本国内に限らず世界中から日本食を学びたいという学生を受入れ、日本食の技術・知識を身につけさせ、学生の本国において正しい日本食を普及させることを目的とする。ニーズにおいては、既存の調理師養成施設において外国人を受入れている現状や和食が世界遺産に登録されたことから、今後増大するものと考える。 しかし、学校法人等が設立する調理師養成施設や職業訓練法人が設立する職業能力開発短期大学校においては、「留学」の在留資格を取得のうえ、受入れることが可能である一方で、同様の事業を行う職業訓練法人が設立する調理師養成施設では「留学」の在留資格を取得できない。この取扱は一貫性がなく、また規制をかける合理的理由もないと考えるため、職業訓練法人が設置する調理師養成施設についても前者の施設と同様の取扱を求める。 本提案に至る経緯は、海外から当法人に留学生を受入れて欲しいとの打診があり、当法人が併設する職業能力開発短期大学校にて在留資格「留学」又は「研修」により外国人を受入れることも検討したが、当大学校は事業内職業訓練校であり、東京都より当法人の会員企業の従業員でないと受入れることは出来ないとの指導があった。また、当大学校は生徒から授業料の徴収を禁止されており、職業訓練法人の会員企業の会費・寄付で運営されることから、金銭的負担より、海外企業が会員となることは難しく、また当法人が幅広く人材を確保出来ないことから、職業訓練法人が設立する調理師養成施設での受入れを目指し本提案に至った。 なお、法務省に相談を行ったところ、担当レベルではあったが、一法人の要望で法務省が動くことはないとの明確な拒否回答があった。	C	I	「留学」の在留資格で行うことができる活動は「教育を受ける活動」であり，その性質上，当該活動を教育機関において行うことが不可欠の前提とされている。 この点，職業訓練法人の行う職業訓練は，「労働者に対し，職業に必要な技能や知識を習得させることにより，労働者の能力を開発し，向上させるための訓練を行う」（厚生労働省職業能力開発局編「新訂版職業能力開発促進法－労働法コンメンタール8－」より）とされていることから，同法人設立の調理師養成施設において外国人が行う活動は，「教育を受ける活動」ではなく，調理に係る技能等を修得する活動に当たると考えられるので，「研修」に該当することはあり得るが，「留学」の在留資格に該当するとすることは困難（特区における規制の特例措置として「留学」の在留資格に該当するとすることも困難。）。 なお，職業能力開発短期大学校は，設備及びカリキュラム編成等において大学と同等と認められるため，大学に準ずる機関であるとして「留学」に該当するが，一方で，単なる職業訓練法人は，これに該当しないものである。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回の省庁回答では、職業訓練法人が設立した調理師養成施設において外国人が行う活動は、調理に係る技能等を修得する活動で、「教育を受ける活動」には当たらないと回答されている。 しかし、当法人が設立した調理師養成施設も調理師法施行規則等に基づき設立されており、各種要件は何ら学校法人等の設立する調理師養成施設と異なるものではなく、職業訓練に係る法律の適用は一切受けていない。 職業訓練法人が設立したことを理由に、調理師養成施設における外国人の活動が学校法人等の設立する調理師養成施設と異なるとの見解は妥当ではないと考える。 故に、引き続き提案時と同様の取扱いを求める。	D	I	本提案の提案理由に、貴訓練法人設立の職業能力開発短期大学校に外国人を留学生として受け入れようとしたところ、東京都からの指導により同法人の会員企業の従業員でないこと等を理由に断念したとある。 厚生労働省が、東京都に確認したところ、認定職業訓練の認定要件として、受講生を会員企業の従業員に限ること及び受講生からの授業料徴収を禁止することは、東京都独自のルールとして定められているが、あくまで認定職業訓練の要件であり、職業能力開発短期大学校において実施する認定職業訓練以外の訓練については、そうした要件は課されないものであることが確認されている。 したがって、貴法人が設立する職業能力開発短期大学校において留学生の受入れが可能であることから、本提案による措置は不要である。	右提案者からの意見及び補足資料を踏まえ、提案内容に対する措置について再検討し、合理的な理由を示した上で回答されたい。	再提案要請に対する回答では、認定訓練以外の訓練では私たちが求める措置の目的は達成されない。 尚、私たちが求める措置は職業訓練法人設立の調理師養成施設での外国人留学生の受入であり、その部分での明確な可否を示して頂きたい。	C		出入国管理及び難民認定法において「留学」の在留資格で行うことができる活動は，「本邦の大学，高等専門学校，高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部，専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動」と定められており（同法別表第一の四），職業訓練法人が設立した調理師養成施設において，在留資格「留学」で外国人を受け入れるためには，当該施設が「設備及び編制に関してこれらに準ずる機関」であると認められることが必要である。しかしながら，現在のところ，この点を含め，ご質問の施設が留学生を受け入れるに相応しい施設であるか否かが客観的に判断されていないため，対応は困難である。		1003010	職業訓練法人 東京都調理職業訓練協会	東京都	法務省 厚生労働省
050030	外国人留学生の就学ビザの滞在期間延長	出入国管理及び難民認定法第19条第2項	資格外活動は、各在留資格に定める本来の活動を阻害しない範囲内で、相当と認められる場合に許可される。	留学が在留資格である者が就学中に就労するときに受ける資格外活動の許可を不要とし、卒業後インターンシップを継続している場合、在留資格変更許可を受けることなく、在留資格が「留学」のままインターンシップと就職活動を行えるようにする。	【提案内容】 ①在留資格「留学」での資格外活動の際に必要な許可を不要とする。 ②学校の卒業後インターンシップを継続している場合は、在留資格変更許可を受けることなく、在留資格「留学」のままでインターンシップと就職活動を可能とする。 【提案理由】 兵庫県淡路市岩屋地区にグローバルBPOセンターを設立し、地域の雇用創出を行っていくべく調整中だが、グローバルBPOセンターの業務として、海外からの受電対応や翻訳業務などを行っていく想定をしている。またBPOセンター以外にも周辺エリアにおいて「国際村」と銘打って、外国人の生活環境・教育環境の整備や外国文化に関する商業施設の設置を計画している。その中で、留学生が就学中にインターンシップとしてBPOセンターおよび国際村の教育施設や商業施設にて就労し、また学校卒業後にも就職活動と平行して継続したインターンシップを、地域・受入企業を限定することで、煩雑な手続きなく行っていける形を検討したい。 【規制緩和での効果】 昨今キャリア教育の一環としてインターンシップを単位認定する大学等も多いが、日本での就業を望む外国人留学生には、日本人以上に手厚く就業体験を積ませる必要がある。学校・企業の協力により、卒業後も長期的にインターンシップ教育を受けられる状態を認めていただき、インターンシップまたはそれに準ずる労働に関する手続を緩和することでOJTとして留学生を受け入れる企業の増加が見込める。それにより留学生が職業経験を長期的に積むことができる体制ができれば、即戦力として企業に入社できる外国人が増え、ひいては日本企業の国際競争力の向上にも資するものになると考える。	C	I	入管法第19条第2項の規定により，「留学」の在留資格で，収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行う場合には，資格外活動の許可を得なければならないとしており，その許可の範囲を逸脱した活動を行った場合には，刑事罰や退去強制の対象ともなり得るほど重大な扱いとなっている。このように就労活動を認めるか否かは出入国管理制度の根幹に関わることから，許可を不要とすることは困難である。 なお，実費については報酬とはみなされないため，実費だけが支払われるインターンシップ活動であれば，現行でも資格外活動許可は不要である。 また，留学生の卒業後の就職支援として，留学生が大学等を卒業後に継続して就職活動を行う場合について，一定の要件の下「特定活動」への在留資格変更を許可し，更に1回の在留期間更新を認めることにより，最長1年間滞在することが可能となっており，無報酬又は実費だけが支払われるインターンシップであれば，特段の制限は設けていないことから，当該在留資格の下でインターンシップを行うことは認められる。			C	I				C	I			1026030	株式会社パソナふるさとインキュベーション	兵庫県	法務省 厚生労働省